

**我が国における主なBSE対策の経緯**

<平成2年>

7月13日 BSEによる英国及びその他からの生体牛輸入禁止(農水)  
BSEによる英国及びその他からの湿熱処理(136 / 30分)以外肉骨粉の輸入禁止(農水)

<平成8年>

3月26日 英国からの牛肉及びその加工品について輸入自粛指導(厚労)

3月27日 英国からの牛肉加工品及び肉骨粉等の輸入完全停止(農水)

4月16日 反すう動物の肉骨粉の反すう動物への使用を禁止(通達)(農水)

<平成13年>

1月1日 EU諸国などからの全ての牛製品、肉骨粉等の輸入停止(農水)

4月1日 アクティブ・サーベイランスの開始(農水)

5月17日 と畜場におけるアクティブ・サーベイランスの開始(厚労)

9月10日 我が国初のBSE発生の疑いについて農林水産省より公表

9月12日～21日 牛用配合飼料工場への緊急立入検査(農水)

9月12日～30日 緊急全戸全頭調査(農水)

9月18日 反すう動物に由来するたん白質の牛への給与を禁止(農水)

9月19日 BSEに対する監視体制の強化(厚労)

24ヶ月齢以上の症状牛の全て及び30ヶ月齢以上の牛の全頭をスクリーニング検査の対象として監視体制の整備を進める。

30ヶ月齢以上の牛の出荷繰り延べ指導(農水)

9月21日 英国獣医研究所の確定診断でBSE陽性と判明

9月27日 12ヶ月齢以上の牛の頭蓋(舌、頬肉を除く)、せき髄及び全ての牛の回腸遠位部の除去・焼却(厚労)

- 10月1日 飼料及び肥料用の肉骨粉の製造及び出荷を緊急的に停止(農水)  
 全ての国からの肉骨粉の輸入禁止(農水)  
 全ての国及び地域からの動物性たん白(肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの)については輸入を停止。
- 10月9日 BSEスクリーニング検査の対象拡大の方針決定(厚労)  
 国民の不安を解消するという観点から、30ヶ月齢未満の牛も含め全ての牛をスクリーニング検査の対象とする。
- 10月17日 特定部位の除去・焼却を義務付け(厚労)  
 と畜場法施行規則の一部改正により、以下を義務付け。  
 全ての牛の 頭部(舌及び頬肉を除く。施行後1年間は脳及び眼とする。)、  
 脊髄、 回腸の一部(盲腸との接続部分から2mまでの部分)の除去・焼却
- 10月18日 BSE全頭検査の実施(厚労)  
 全国の食肉衛生検査所等において、食肉処理を行う全ての牛のBSEスクリーニング検査の一斉開始。
- BSEサーベイランスの実施(農水)  
 BSE検査対応マニュアルを制定し、農場における異常牛・死亡牛の届出のほか、疑似患畜や中枢神経症状を呈した牛のBSE検査の実施等のサーベイランスを実施。
- <平成14年>  
 4月1日 24ヶ月齢以上の死亡牛の検査の実施(農水)  
 24ヶ月齢以上の死亡牛についてBSE検査を実施。(地理的条件等により実施が困難な場合を除く。)(平成16年4月1日から完全実施)
- 7月4日 トレーサビリティーの導入(農水)  
 牛肉の生産履歴が追跡可能とするため、全ての牛に標識(耳標)をつけ、牛一頭ごとの情報を記録、管理を行う体制を導入。
- <平成16年>  
 1月15日 牛のせき柱の肥料・飼料利用の禁止(農水)  
 \*平成16年5月1日施行
- 1月16日 牛のせき柱の除去(厚労)  
 BSE発生国又は発生地域において飼養された牛の肉を、一般消費者に直接販売する場合は、せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。)を除去しなければならない等。  
 \*平成16年2月16日施行